

中小企業の 経営再建手法の多様化

弁護士 津田 浩克

バブル崩壊後の不良債権処理の過程では、法的制度の整備（民事再生法など）や私的整理の整備（私的整理ガイドラインなど）などが進みました。多くの中小企業がこれらの手法を活用してバブル時に抱え込んだ過大債務の処理に取り組み、経営再建を果たしてきました。規模の大きい企業の経営再建に取り組む受け皿として「産業再生機構」が設立されました。地方の中小企業の経営再建の受け皿として各地に「中小企業再生協議会」も設立され、一定の役割を果たしてきました。

昨秋のリーマン・ショック以降の金融危機・経済危機の渦中で少なくない中小企業が業績の低迷と資金繰り難に直面して破綻しています。かかる経済情勢のなかで、中小企業の経営再建手法として、「**事業再生 ADR**」と「**中小企業再生支援機構**」が注目を集めています。前者は、私的整理の新しい受け皿です。後者は、産業再生機構の中小企業版的な組織です。本稿では、前者について、ご紹介します。末尾に、法的な経営再建手法と私的整理による経営再建手法の代表的なものを比較整理しましたので、ご参照ください。

「事業再生 ADR」は、私的整理手続であり、裁判所が手続に関与しません（裁判外紛争解決手続（ADR）の一つです）。「事業再生実務家協会」（以下「協会」といいます。）が法務相と経済産業相の認定を得ています。

手続 は、借入金の返済に困った企業が協会に相談して、協会の財務査定を受け、再生の見込みがあれば、金融機関に借入金返済の一時停止などを要請し、手続に入ります。手続の調整役（コーディネーター）には、協会に所属する専門家（弁護士、公認会計士など）が選任されます。調整役のコーディネーターの下に、再生計画案を作成し、金融債権者に説明し、その承認を得ることになります。同意が得られれば、再建計画が確定し、実行に移されることになります。

取引先 を巻き込まず、金融債権者の支援によって再生を目指す手続であり、その手続に入っていること自体当該企業に貸し付けている金融機関以外には公開されませんので、対外的な信用も傷つくことはありません。債権放棄を伴う計画の場合、原則として株主責任や経営者責任も問われることとなります。期間も 3 ヶ月を目処にしており、迅速な経営再建が可能です。私的整理ガイドラインに基づく経営再建手法と似ています。手続の調整役がメイン銀行ではなく第三者であるというのが大きな違いです。その意味では、整理回収機構が調整役となって私的整理ガイドラインに準拠して行う「RCC スキーム」によく似ています。



TSB では、「私的整理ガイドライン」「RCCスキーム」「事業譲渡」「会社分割」「民事再生手続」などの手法を活用して、この間多くの中小企業の経営再建を手がけてきました。資金繰りの見通しに不安を感じたら、とにかくご相談ください。

まず、「資金繰りがいつまで持つか」→「赤字店舗の閉鎖や支出の削減などの緊急措置によっていつまで資金繰りを持たせられるか」→「金融機関からの借入債務の返済を一時棚上げにすれば資金繰りは持つか」という問いを立てます。その答えによって、残された時間が決まり、選択可能な手法が絞り込まれます。

次いで、「償却前営業利益はいくらか」→「償却前営業利益を増大させる方策はあるか」→「不稼働資産等の売却による債務圧縮効果はどれくらいか」→「現実的な経営改善計画案の概要はどのようなものか」→「想定される経営改善計画の実行によって、返済可能な債務はどの程度か」を見極めて、債権放棄要請に踏み込む事案かどうか、どの程度の債権放棄を要請するかを検討します。

これらのプロセスが経済合理性にかなったものであれば、金融債権者の理解と支援の下に事業を再生させることは十分可能です。

「あきらめない」経営者のその執念と合理的な思考と行動が求められています。

主な事業再生手法の特徴

名 称	会社更生法	民事再生法	私的整理 ガイドライン	事業再生ADR
種 類	法的整理	法的整理	私的整理	私的整理
調 整 役 (コーディネーター)	裁判所が選んだ 管財人弁護士	企業の 代理人弁護士	メイン銀行	事業再生実務家 協会の専門家
取引債権の扱い	対 象	対 処	対 象 外	対 象 外
経 営 責 任	原則必須	必須ではない	債権放棄 ありなら 原則必要	債権放棄 ありなら 原則必要
情報開示の有無	開 示	開 示	非 開 示	非 開 示
申請～成立の 期間 (目安)	約1年	約6カ月	約3カ月	約3カ月